

奈良県告示第八十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。

平成二十九年六月二日

奈良県知事 荒 井 正 吾

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
医療法人山田内科医院	磯城郡三宅町大字石見一七九番地の六	平成二十八年十二月三十一日